

相談

◆ご存じですか 人権擁護委員制度

昭和24年6月1日に施行された人権擁護委員法により、国民の基本的人権を擁護する人権擁護委員制度が設けられ、市内には10人の人権擁護委員がいます。全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」に全国で特設人権相談所を開設しています。

【日時・会場】 6月1日(木)、午前10時～午後4時 陽中央市民会館4階第4相談室 囚人権問題に関する相談(無料。秘密は厳守します)

※右記の日時以外にも毎月第1・3木曜日(祝日の場合は翌週の木曜日)の午後1時～4時に、同会場の特設人権相談所を開設しています(15面参照)

2年に1度の検査をはかりの定期検査

取引・証明に使用しているはかりは、計量法に基づき2年に1度の検査が必要です。

【日時・会場】 5月15日(月)・16日(火) …川口信用金庫蒲生支店、17日(水) …栃木銀行越谷西支店、18日(木) …栃木銀行越谷支店相模町出張所、19日(金) …越谷市農業協同組合北支店。時間はいずれも午前10時～正午、午後1時～3時

【対象】 東地区(下図青色のとおり。袋山を除く、大里・上間久里・下間久里・大林・大房を含む)のひょう量250kg以下の機械式はかり(電気式はかりおよびひょう量250kgを超えるものは別途巡回で行います)



問くらし安心課 ☎963-9156

市立図書館の講座

いづれも田園市立図書館(☎343-0023 東越谷4の9の1。月曜日・館内整理日 休館) ☎965-2655

◆郷土歴史講座「越谷市内 新方地区の歴史」

①講座…時6月7日(水)・14日(水)、午後2時～4時 陽市立図書館 ②現地研修…時6月21日(水)または28日(水)、午前9時～午後5時(予定) 囚新方地区の歴史巡り。講師は越谷市郷土研究会顧問の加藤幸一さん。Aコースは①②の3



郷土の歴史をわかりやすく講義します

日間、Bコースは①のみ。雨天決行
*②のみの参加はできません
*徒歩の移動とそれに伴うバスの乗降を多く含みます



囚人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119

【憲法記念日無料法律相談会】 埼玉弁護士会越谷支部の弁護士が、離婚、相続、借金の問題などあらゆる問題にお応えします。

【司法書士無料相談会】 時5月14日(日)、午後1時30分～4時30分 陽吉川市民交流センターおあしす(吉川市きよみ野1-1) 囚相続、遺言など。面談相談(1組1時間) 囚事前に総合相談センター(☎04

事業者の方へ

【製造事業者の皆さんへ 工業統計調査にご協力ください】 経済産業省では従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、「平成29年工業統計調査」を6月1日現在で実施します。国の工業の実態を把握することを目的とした報告義務のある重要な統計調査です。5月中旬から6月にかけて、調査員証を携帯した統計調査員が調査依頼(または国から直接郵送)と回収に伺います。調査へのご回答をお願いします。

8 ☎838-7472)へ 問 埼玉県司法書士会事務局 ☎048 ☎863-7861

【文章表現講座】 時6月17日(土)、午後1時30分～3時30分。7月8日(土)、午後1時30分～4時(全2回) 陽市立図書館 囚テーマは「父と私」。講師は松本孝さん。越谷市読書グループ連絡協議会主催 囚60人 囚無料 囚5月25日(水)、午前10時から電話で市立図書館へ

【越谷市中小企業資金融資制度】 囚中小企業資金融資制度の利息助成特例期間が1年間延長になりました。平成29年度利息助成率▽小口・中口資金：普通利子額の40%(通常25%) ▽起業家育成資金：35%(通常25%)。詳しくは左記へ 囚産業支援課 ☎967-4680

消費生活相談事例

「古着など、不要なものはありませんか？」

訪問買取(訪問購入)に注意!

【相談事例】 「着物や靴を買い取ると電話があり来訪した業者や突然訪問した業者に、十分な説明もないまま強引に宝石、指輪、ネックレスなどの貴金属を安価で買い取られてしまっ

た」という相談が寄せられています。記念品や形見の品を渡してしまい、後悔するケースも見られます。

【アドバイス】

①訪問購入は、法律により勧誘や来訪を求めている者への勧誘行為やしつこい勧誘は禁止されています。訪問を希望しない場合ははっきり断りましょう

②買い取る物品を明示しないで勧誘することも禁止されています

③業者の連絡先や物品の種類、購入価格等が記載された書面を必ず受け取りましょう

④クーリングオフもできませんが、返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないこともありま

すので注意が必要です *クーリングオフが適用されない商品もあるので注意してください 問消費生活センター ☎965-8886

広報紙等の市政情報を録音したCD(デジター図書)や広報こしがや点字版をご利用ください

目の不自由な方のために、ボランティアグループ「声のおたより」が「広報こしがや」や「社協だより」などの刊行物をCD(デジター図書)に録音し、郵送しています。ご希望の方は越谷市社会福祉協議会ボランティアセンターへご連絡ください(CDを聴くためには専用の音声再生機またはパソコンが必要です)。なお、市では身体障害者手帳(視覚1・2級)をお持ちでデジター図書を活用する方に、日常生活用具「ポータブルレコーダ」の給付事業を行っています。詳しくは障害福祉課(☎963-9164)へ。

また、広報こしがやの点字版(お知らせ版の抜粋)を希望者に郵送しています。ご希望の方は広報広聴課へご連絡ください。

問CDについて…越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎966-3211、点字版について…広報広聴課 ☎963-9117

5月30日からすべての事業者に個人情報保護法が適用されます!

個人情報保護法が改正され、5月30日から施行されます。これまでは、5000人分を超える個人情報を取り扱う事業者(会社などの法人だけではなく、NPOや自治会などの非営利組織も含む)に適用されましたが、改正後は

これが撤廃され、個人情報を名簿やパソコンで管理し、利用するすべての事業者に個人情報保護法が適用されます。事業者は、さまざまな活動で個人情報の活用が欠かせませんが、5月30日からは、個人情報の取得・利用・保管に

ついて、法に基づいた運用が求められます。詳しくは、個人情報保護委員会ホームページ(ⒽⒽ⒫://www.ppc.go.jp/)をご覧ください。個人情報を保護法質問ダイヤル(☎03-6457-9849。土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く。午前9時30分～午後5時30分)へ。 問総務課 ☎963-9136